

令和8年度クリントピア丸亀余剰電力売却 仕様書

1 件名

令和8年度クリントピア丸亀余剰電力売却

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 電力受給期間

令和8年4月1日から令和8年10月31日まで

※令和7～9年度にクリントピア丸亀では基幹的設備改良工事を行っており、発電設備の更新のため令和8年11月1日（予定）から令和9年6月30日（予定）までは発電ができない見込み。

4 予定売却電力量

1,000,000 kWh（上記3の期間における電力量）

※あくまで予定量であり、この数量を担保するものではない。

5 バイオマス比率（ごみ質分析を年度内に4回（3か月ごと）実施（※）し、その平均値）

令和4年度 42.5%

令和5年度 37.9%

令和6年度 35.6%

※通常は5月・8月・11月・2月に実施している。

6 受給地点

香川県丸亀市土器町北1丁目72番地2所在のクリントピア丸亀構内に中讃広域行政事務組合が設置した開閉器の電源側接続点

7 接続電力系統

四国電力送配電株式会社

8 受電方式等

(1) 受電方式 三相三線 6,600V

(2) 定格周波数 60Hz 1回線

(3) 同時最大受電電力 800kW

9 発電設備

<蒸気タービン発電設備>

(1) 形式 抽気復水タービン

(2) 定格出力 1,950kW

(3) 燃料 一般廃棄物

(4) 設備 ID B000008G37

10 非化石価値

本組合の発電設備は、再生可能エネルギー固定価格買取制度は利用していない。本組合から買受人に売却する余剰電力には、非化石価値（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および非化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の非化石電源算定比率に計上できる価値およびこれを有する電気を取引する際に付随する環境価値を指す）を含むものとする。

買受人が行う非化石価値の証書取得のための必要な手続きについては、それに伴う費用のすべてを買受人が負担するものとする。また、本組合は年4回ごみ質分析を行っているが、分析結果については分析した日から2か月以内に買受人に報告する。なお、別途買受人側が費用負担をしてごみ分析を行うことを妨げるものではない。

本組合は、電気事業法第2条第15項に規定する発電事業者ではない。

11 容量価値

本組合から買受人に売却する余剰電力には、容量価値を含むものとする。

12 他機関との諸手続

送配電事業者や電力広域的運営推進機関等との各種手続きについては買受人が代行すること。

13 発電側課金について

- (1) 発電側課金については、契約単価に含まないものとし、本組合が一般送配電事業者に対して負担する発電側課金相当分の全額を別途、買受人の負担に転嫁する。
- (2) 本組合が負担する発電側課金の一般送配電事業者への支払業務は買受人が行うこととし、買受人から一般送配電事業者への支払相当額と前項の定めによる本組合から買受人への転嫁相当額を毎月の電力量料金の支払において相殺する。

14 その他

- (1) 本調達の受注等にあたって知りえた情報は、外部に漏らしてはならない。
- (2) 本仕様書に記載がない事項については、協議により決定する。打合せ等の協議事項については、買受人が記録し双方確認の上、提出すること。